

東京富士大学 学生懲戒委員会規程

- 第 1 条 この規程は、東京富士大学学則第 4 6 条（懲戒）、東京富士大学学生懲戒規程第 4 条に係る学生懲戒委員会（以下委員会という）について必要な事項を定める。
- 第 2 条 委員会は、東京富士大学学生懲戒規程第 3 条第 1 号から第 7 号までの各号のいずれかに該当する行為が発覚し、かつ、懲戒の必要性のあると認めるときは、学長が本委員会を招集する。
- 第 3 条 委員会の構成は、次の通りとする。
- (1) 学部長
 - (2) 学務部長
 - (3) 学生支援部長
 - (4) 学生支援委員会の中から学長の指名する 3 名
- なお、必要に応じて関係教職員等の出席を求めることができる。
- 第 4 条 委員会の委員長は、学長が委員のうちから任命する。
- 2 委員長は委員会の議長となる。
- 第 5 条 委員会の議決は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 第 6 条 本委員会は、事実関係の調査において、原則として懲戒の対象とされる学生（以下「当該学生」という。）からの事情聴取を行う。この場合において、審査委員会の委員長は、当該学生が事情聴取に応じない場合又は刑事上の身柄拘束等によって事情聴取ができない場合は、直ちにその旨を学長に報告するものとする。
- 2 本委員会は、当該学生以外の者からも事実関係の調査を行うものとし、事実関係の認定に当たっては、原則として当該学生の確認を得るものとする。
 - 3 本委員会は、調査結果に基づき、当該行為に係る懲戒の要否、懲戒の種類及びその内容について審査する。
- 第 7 条 本委員会の委員長は、学長に前条の審査の結果を報告するとともに、懲戒処分の原案を提示する。
- 第 8 条 原則として、懲戒は公示する。

第 9 条 この規程の改廃は、教授会及び大学院研究科委員会の議を経て学長がこれを行う。

附 則

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この規程は、令和 5 年 3 月 23 日より一部改正施行する。